

コーポレート・ガバナンス

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社の経営理念は、「従業員の幸福」「地域社会への貢献」「株主に対する配当責任」の3つを実践することであり、取締役会および執行役員は、グローバルな観点で社会性、公益性、公共性を全うし、事業を継続的に発展させていくことが当社の社会的責任であり、経営の使命と考えます。

当社の経営ビジョンは、「お客様から信頼され、感動を与える

エクセレントカンパニーへ」です。

こうした経営理念や経営ビジョンを着実に実行していくために、成長戦略と体質改善を両輪とした収益改善策を推し進めるとともに、経営の透明性、公正性、情報開示を重視し、競争力向上のために迅速な意思決定と職務執行を行える体制と仕組みを構築します。

コーポレート・ガバナンス体制

コーポレート・ガバナンス体制の概要とその採用理由

当社は監査役会設置会社であり、取締役会、監査役会、会計監査人の各機関を置いています。さらに当社は、社外取締役および社外監査役全員を一般株主との間に利益相反が生じる恐れがない独立役員に指名し、監査役会や内部監査部門と密接に連携を図っていくガバナンス体制をとることで、監査役機能の有効活用、経営に対する監督機能の強化を図っています。

取締役会の役割と責務

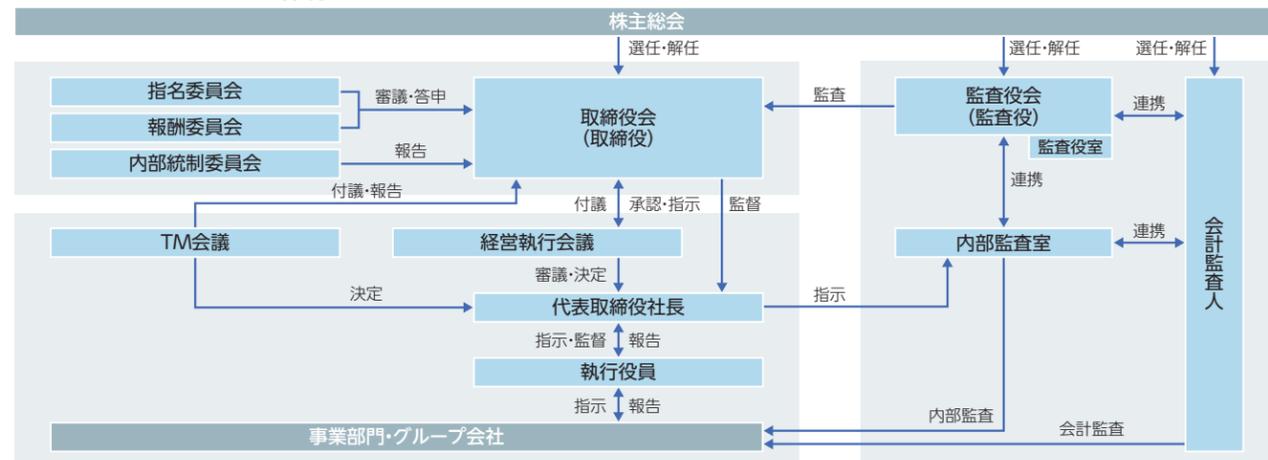
1. 取締役会は、株主からの受託者責任を果たし、会社や株主共同の利益を高めるため、株主、顧客、従業員、地域社会等、ステークホルダーの皆様に信頼され、感動を与えるエクセレントカンパニーとなる経営を目指します。

2. 取締役会は、長期的な視点を持ち、持続的な企業価値の向上を目的に、グループ全体の経営方針、経営戦略、経営計画、資本政策、内部統制に係る項目などの重要事項を十分な審議時間を確保して決定します。
3. 取締役会は、経営を取り巻くリスク要因の管理体制を強化し、常に業務執行をモニタリングします。

取締役会の経営陣への委任

1. 取締役会の意思決定を効率的に行うことを確保するため、グループ経営の業務執行に関わる政策案件については経営執行会議で、グループ全体の人事、組織、報酬制度等についてはTM(トップマネジメント)会議で事前審議し、取締役会から委譲された事項は当該両会議で決定します。

コーポレート・ガバナンスの体制図(2017年7月現在)



(注) TM会議とは人事・組織の審議会議

近年のコーポレート・ガバナンス体制の変遷

	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
監督機能の強化	2001年4月～執行役員制度導入										
	2006年6月～社外取締役1名										
	社外取締役2名選任										
	取締役任期1年に変更										
	指名委員会(任意)設置										
	報酬委員会(任意)設置										
	社外役員の独立性基準制定										
	取締役会実効性の評価実施										
方針	コーポレート・ガバナンス基本方針制定										
報酬制度	2005年6月～株式報酬制度										

2. 当社は監督と業務執行を行う者の役割責任を一層明確にするため執行役員を置きます。執行役員は、取締役会で決定された経営方針・戦略に基づいて、代表取締役の監督指導の下、担当部署の執行責任者として機動的にスピーディな業務執行にあたります。

4. 取締役は社外取締役を除き、監督と業務執行とを兼務する取締役兼務執行役員であり、担当部署の業績および監督業務について、重点的に取締役会へ報告を行います。

監査役会・監査役

1. 当社は、監査役制度を採用しており、監査役会は原則毎月1回開催しています。
2. 監査役は社外監査役を含め4名であり、内2名は独立社外監査役として選任しています。
3. 各監査役は、監査の実効性を高めるために、取締役会に出席しているほか、業務執行に関わる会議やその他の社内の重要な会議にも分担して出席しています。また、監査役は会計監査人および内部監査部門とも定期的な会合をもち、会計監査への立会い、内部監査部門との合同監査などを行い、常に連携を取り合い、監査体制の強化を図っています。
4. 情報伝達やデータ管理等、監査業務を円滑に行うため、専任スタッフを確保しています。

取締役会の実効性

1. 取締役会は、会議の公平性の確保および経営監督機能を強化するため、取締役会の議長は現在、社外取締役としています。
2. 取締役会において、毎年、取締役会の実効性について、取締役および監査役による自己評価を行い、分析の結果を踏まえて今後の課題等を開示し、その対応に取り組んでいきます。

取締役

1. 現在の当社の取締役の人数は7名であり、内2名は独立社外取締役として選任しています。
2. 事業年度における経営責任を明確にし、株主による信任の機会を増やすため、取締役の任期を1年としています。
3. 取締役の知識、経験、実績等を踏まえ取締役選任理由を開示しています。

任意の諮問委員会

1. 「透明性・公平性の高い経営」の遂行を目的に、指名委員会ならびに報酬委員会を設置しています。
2. 委員会の構成は、委員長に独立社外取締役、委員に社長、社外取締役および監査役1名で構成され、各審議事項の客観

性を確保しています。

3. 指名委員会は、役員選解任候補者の指名、懲戒事項等を審議しています。報酬委員会は、役員報酬制度や個人別の報酬内容等の審議を行っています。各委員会で審議された案件は、取締役会へ付議し決定されます。

	全員数	社内取締役	社外取締役	監査役	議長(委員長)
取締役会	11名	5名	2名	4名	独立社外取締役
指名委員会	4名	1名	2名	1名	独立社外取締役
報酬委員会	4名	1名	2名	1名	独立社外取締役

社外役員の役割および選任に関する考え方

1. 当社は社外役員の選任にあたり、経営監視機能の透明性を確保するため、「有価証券上場規程」をはじめその他の金融商品取引所や議決権行使助言機関等の独立性基準を参考に、より厳格な「社外役員の独立性基準」を制定し選任条件としています。
2. 社外取締役2名は、当社基準の独立性要件を備えており、客観的な経営の監督機能強化に努めています。具体的には、企業に関する法律実務の知識または経営者等の経験を活かした幅広い見識に基づき、業務執行から独立した株主視点、

また専門的視点から意見を述べるなどし、意思決定プロセスに重要な役割を果たしています。

3. 社外監査役2名は当社基準の独立性要件を備えており、互いに連携して会社の内部統制状況を日常的に監視しています。具体的には、取締役の業務が適法に行われているかを調査検証する役割を担っており、法律、会計の専門知識や経験を有するほか、客観的に取締役の職務執行に対する監査を行っています。

社外取締役の選任理由

社外取締役 縣 久二

透明性・健全性の高い経営体制の確立を図ることを目的とした企業投資育成の専門家であり、経営者としての幅広い実績と見識等を有しています。当社取締役会議長、指名委員会および報酬委員会の委員長として、建設的かつ独立性・公正性の視点からの助言や議事進行を行うことで、当社取締役会の実効性の向上並びにコーポレート・ガバナンス機能強化の一翼を担っています。以上のことから、業務執行を監督する独立社外取締役として職務を適切に遂行できると判断し、社外取締役として選任しています。

社外取締役 平岩 正史

投資法人の役員等を歴任し、企業法務を専門とする弁護士として豊富な経験と高度な専門知識を有しています。当社取締役会において、建設的な議論の提起や客観的な立場からの論点の整理等、内部統制を含めたガバナンス体制や法令順守等の経営全般のモニタリングを行うことで、高い倫理観をもって経営の監督を遂行しています。以上のことから、業務執行を監督する独立社外取締役として職務を適切に遂行できると判断し、社外取締役として選任しています。

社外監査役の選任理由

社外監査役 吉武 一

長年にわたり金融機関での監査業務や事業法人での内部統制関連コンサルティング業務に携わり、公認内部監査人の資格を有するなど、監査業務に関する高い見識と豊富な経験、実績を有しています。以上のことから、透明性の高い公正な経営監査体制の確立、重要事項の審議・決定に際しての適切性の監査、その他知識や経験に基づいた客観的な監査等に期待し、社外監査役に選任しています。なお、吉武 一氏は金融機関での業務経験において財務および会計に相当程度の知見を有しています。

社外監査役 山川 一陽

検事、弁護士、大学教授としての豊富な経験から、企業法務をはじめとする法務全般に精通し、企業経営を監査するのに十分な見識を有しており、社外監査役就任以来、内部統制、リスク管理体制面での当社固有の盲点の有無を検証し、取締役会における経営判断や取締役の業務執行に瑕疵がないかを監査していることから、社外監査役として選任しています。

役員報酬等の決定方針とその内容

当社では、役員報酬の決定に関して、以下の方針を定めています。

1. 定量的な規定に基づき、透明性、公平性を担保した報酬とします。
2. 同業他社や経済・社会情勢等を十分調査のうえで適正性を評価した報酬水準とします。
3. 社外取締役および監査役を除く取締役の報酬は業績向上を目的として、業績に連動したインセンティブ重視の報酬体系とします。

これらの方針に基づき、役員報酬に関する決定プロセスの

透明性、公正性を確保するために、取締役会の諮問機関として報酬委員会を設置しています。報酬委員会は、独立性のある社外取締役が委員長となり、役員報酬の方針、制度、算定方式、個人別の報酬内容等について審議、答申を行っています。

報酬の具体的決定については、株主総会でご承認をいただいた報酬枠の範囲内で、当社の定める規定に基づいて金額を算出し、報酬委員会での審議、答申後、取締役の報酬は取締役会で、監査役の報酬は監査役会で決定されます。

取締役および監査役の報酬等の総額(2017年3月期)

	支給人員および 支給総額		内訳					
			月額報酬		賞与金		ストックオプション報酬	
	人数(人)	総額(百万円)	人数(人)	総額(百万円)	人数(人)	総額(百万円)	人数(人)	総額(百万円)
取締役	9	213	9	160	6	28	5	25
監査役	6	76	6	76	—	—	—	—
合計	15	289	15	236	6	28	5	25
(うち社外役員)	(6)	(46)	(6)	(46)	(—)	(—)	(—)	(—)

(注1) 対象となる役員の員数には、在籍者数ではなく、当期に係る報酬等の支給対象者数を記載しています。

(注2) 取締役の報酬限度額は、2007年6月28日開催の第66期定時株主総会において年額4億50百万円以内、監査役の報酬限度額は、2016年6月29日開催の第75期定時株主総会において月額8百万円以内と決議いただいています。